

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例の概要

目的(第1条)

県民の歯・口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、県、歯科医師等の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって健康の保持増進に寄与することを目的とする。

基本理念(第2条)

歯・口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など県民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことにかんがみ、県民が日常生活において自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、県内すべての地域において生涯を通じて最適な歯・口腔の保健医療サービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念として行われなければならない。

県の責務(第3条)

県は、基本理念にのっとり、歯・口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

県の取組

- 千葉県歯・口腔保健計画の策定(第9条)
生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、千葉県歯・口腔保健計画を定めなければならない。
- 基本的施策の推進(第10条)
 - ・歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに市町村その他関係者の連携体制の構築
 - ・市町村その他関係者がフッ化物応用等のむし歯の予防対策を行う場合、その効果的な実施
 - ・市町村その他関係者が行う母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくり
 - ・障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯・口腔の健康づくり
 - ・歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上
 - ・歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究
- 財政上の措置(第11条)
必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 県民の歯科疾患実態調査の実施(第12条)
県は、県民の歯・口腔の健康づくりの推進を図るための基礎資料とするため、県民の歯科疾患等の実態について必要な調査を行う。

連携・協力

環境整備

歯科医師等の責務(第5条)

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者は、県が実施する歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策及び歯・口腔の保健サービスを実施している市町村に協力するよう努めなければならない。

市町村の役割

住民に身近な歯・口腔の保健サービスの実施

教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割(第6条)

教育又は保健、医療若しくは福祉に係る職務に携わる者で、歯・口腔の健康づくりに関する業務を行うものは、それぞれの業務において、歯・口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯・口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努める。

事業者及び保険者の役割(第7条)

- 事業者は、県内の事業所で雇用する従業員の歯科健診及び保健指導の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努める。
- 保険者は、県内の被保険者の歯科健診及び保健指導の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努める。

県民の役割(第8条)

県民は、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの歯・口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努める。